

# 深川市過疎地域持続的発展市町村計画（素案）の概要について

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3.4.1 施行）に基づき、過疎地域の役割、課題、目指す姿を明らかにし、令和8年度から5年間の過疎対策を総合的かつ計画的に実施するために策定する。

## 地域の持続的発展の基本方針（素案 P8）

本市は、まちづくりの指針となる「深川市総合計画」に基づき、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりに向け、積極的かつ効率的に諸施策を展開している。

また、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞」及び「第3期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、SDGs 等の時代の潮流を捉えながら、地方創生に向けた取り組みを進めることとしているほか、「深川市強靭化計画」に基づき、国土強靭化に関する施策について、国や北海道と調和した取り組みを進めていくこととしている。

広域連携の取り組みとしては、北空知1市4町で構成する北空知定住自立圏において「北空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域全体で相互に連携しながら、地域資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進している。

さらには、物価高騰の長期化を受け、地域経済や住民生活の支援などを目的とした各種施策に取り組むこととしている。

本市は、平成4年4月1日に過疎地域市町村の公示を受け、市総合計画を踏まえた過疎地域活性化計画を策定し、産業の振興や交通通信体系の整備などの過疎対策を進め一定の成果を収めてきたが、依然人口は減少し続けており、産業経済の活性化や雇用の確保、生活環境の整備など課題は多く、引き続き過疎対策を積極的に展開していくことが必要である。

この計画の推進にあたっては、効率的な行政運営、健全な財政運営、民間活力の導入、広域行政の推進、国・道との連携などに十分配慮し、市民との協働により総合的かつ計画的に取り組むものとする。

特に、地域の持続的発展は、行政と市民が一体となった積極的な地域づくりが重要であり、従来にも増してソフト面での充実とこれを担う人材の育成が求められている。そのため地域づくりを支える人材の確保と育成、活動機会の拡充や社会参加の環境づくりを進める施策の展開を図るものとする。

これら過疎対策の推進にあたっては、「北海道総合計画」や「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図り、各分野において本市の特性と地域資源等を活用した積極的・効果的なまちづくりを行うことを基本方針とする。

## 地域の持続的発展のための基本目標（素案 P11）

本計画における過疎対策に必要な施策の推進にあたっては、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞」及び「第3期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりに向けた取り組みと整合性を図るものとし、過疎対策の進捗度を客観的に把握するため、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおり設定する。

○基本目標：総人口 16,440 人（令和12年度）

※人口ビジョンにおける「目指すべき人口の将来展望」に掲げる人口の目標

## 計画期間（素案 P11）

令和8年度（2026年4月）から令和12年度（2031年3月）の5年間

## 計画の項目（素案 P13～P55）

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
2. 産業の振興
3. 地域における情報化
4. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進
5. 生活環境の整備
6. 子育て支援の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
7. 医療の確保
8. 教育の振興
9. 集落の整備
10. 地域文化の振興等
11. 再生可能エネルギーの利用の推進
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項